

平成22年度第2回政策評価委員会 議事録

1 日 時 平成23年2月28日（月） 15:00～17:00

2 場 所 公正取引委員会事務総局 官房第1会議室

3 出席者

【政策評価委員】

小西 彦衛 公認会計士

田中 辰雄 慶應義塾大学経済学部准教授

田辺 国昭 東京大学公共政策大学院院長

東條 吉純 立教大学法学部教授

【公正取引委員会事務総局】

松尾官房総括審議官，菅久官房総務課長，小室官房総務課企画官，田中審決訟務室長，笠原調整課長，内野取引調査室長，田邊企業結合課課長補佐，松風企業取引課課長補佐，清水企業取引課課長補佐，大澤官房総務課課長補佐，西上官房総務課係長，関根官房総務課政策評価係長

4 議 題

(1) 平成22年度下半期政策評価書（案）について

ア 規制改革後の市場の機能の監視

イ 審判手続（平成21年度）

ウ 取引慣行等の実態把握・改善

エ 中小企業を取り巻く取引の公正化

オ 企業結合の審査

(2) 公正取引委員会における政策評価に関する基本計画（案）について

(3) 平成23年度公正取引委員会政策評価実施計画（案）について

5 配布資料 平成22年度政策評価書（案）

資料1 政策評価書（案）規制改革後の市場の機能の監視

資料2 政策評価書（案）企業結合の審査

資料3 政策評価書（案）取引慣行等の実態把握・改善

資料4 政策評価書（案）中小企業を取り巻く取引の公正化

資料5 政策評価書（案）審判手続（平成21年度）

資料6 政策評価の基本計画及び実施計画について

別紙1 公正取引委員会における政策評価に関する基本計画（案）

別紙2 政策評価体系の改定案（新旧対象表）

別紙3 平成23年度公正取引委員会政策評価実施計画（案）

## 6 議事録

○小室官房総務課企画官 本日はお忙しい中、公正取引委員会の政策評価委員会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

公正取引委員会で政策評価を担当しております、官房総務課企画官の小室と申します。昨年10月から現職を務めさせていただいております。前任の向井同様よろしくお願い申し上げます。本日は司会進行を務めさせていただきます。本日の議題でございますが、まず平成22年度下半期の政策評価書(案)につきましては、総合評価が4つ、実績評価が1つでございますが、これらにつきまして御説明をさせていただきます。御意見を賜りたいと思っております。

その後でございますが、平成23年度から平成25年度の3年間の「公正取引委員会における政策評価に関する基本計画(案)」、「平成23年度公正取引委員会政策評価実施計画(案)」につきまして、御説明をさせていただきます。御意見を賜りたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、既に御案内させていただいているところでございますが、前回の政策評価委員会から、会議の後に詳細な議事録をホームページで公開させていただいているところでございますけれども、今回から一般の方々の傍聴も可能になってございます。ただし、本日は事前にホームページで募集しましたが、応募者はいらっしゃらなかったということでございます。

それから、政策評価委員の柿崎委員につきましては、今回、御欠席の御連絡をいただいているところでございます。

それでは、政策評価委員会に先立ちまして、松尾総括審議官から挨拶させていただきます。

○松尾総括審議官 総括審議官をやっております松尾でございます。今年1月から前任の鶴瀨の後を引き継ぎまして、総括審議官を拝命いたしております。何とぞよろしくお願いいたします。また、本日はこのような悪天候の中、公正取引委員会の政策評価委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。政策評価委員会でございますが、平成14年度から実施してきております。私も3年ほど前に総務課長をしております、その時も、政策評価には関わらせていただいております。この政策評価委員会にも何度か出席したことがございます。今回、再び政策評価を担当する部署に戻ってきまして、担当から改めて話を聞いたところ、平成14年度に公正取引委員会の政策評価が始まりまして、それからおよそ10年の歳月が経っているということでございます。その10年間の政策評価の実施状況についても改めて担当の方に尋ねたんですが、ある意味、試行錯誤の繰り返しでいろいろなことを試しつつ、できるだけ良い方向に持っていこうということで努力してきたということでございます。そのような中におきまして、政策評価委員の皆様からも、貴重な御意見等をいただきまして、その甲斐もございまして、私といたしましては、だんだんと良い方向に向かっているのではないかと考えておるところでございます。

今回お集まりいただいたわけでございますが、今回の政策評価委員会でも、公正取引委員会の政策評価の更なる改善を目指しまして、来年度の政策評価実施計画についても御議論いただくわけござ

いますが、その中で、実績評価の拡充などを内容とした評価手法の変更といったことを御提案させていただいているところであります。

また、今回は、ちょうど平成23年度から平成25年度までの3年間を対象期間といたします政策評価基本計画を策定する年にも当たっておりますので、政策評価体系の見直しなどを内容とした新たな政策評価基本計画についても御提案させていただいております。来年度の政策評価実施計画、平成22年度下半期の政策評価書に加えまして、政策評価基本計画についても御意見をいただきたいと考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、政策評価委員の皆様方からの忌憚のない御意見をいただくということを通じまして、公正取引委員会における政策評価の客観的かつ厳格な実施を確実なものとしていきたいと私どもは考えておりますので、本日は何とぞよろしくお願いいたします。

○小室官房総務課企画官 それでは、議題1の「平成22年度下半期政策評価書（案）について」順次御説明をさせていただきたいと思っております。

〔田中審決訟務室長から平成22年度下半期政策評価書（案）「審判手続（平成21年度）」について説明〕

○東條委員 審判手続の効率性を測る物差しは、審判手続に要する期間、時間ということしか見つからないということですか。

○田中審決訟務室長 そうですね。実は我々も前回の評価書で取り上げた指標以外でほかのパラメータはないかということで内部でいろいろと議論をしたんですけども、効率性といいますとなるべく短い期間内に審決を出すようにしていくということが一義的なものになるのではないかということで、このパラメータが一番良いという結論に達しております。

○田辺委員 今との絡みなんですけれども、審判期間の平均は大切だとは思いますが、審判期間の分布状態というものも結構情報としては大切で、例えば難問の案件があったときに審判期間が長くなるのはしょうがないとは思いますが、それが全体としてワークロードの問題で長期化しているのは、それはそれでかなりの抜本的解決をしなければいけないという感じもするんですが、これはどうですか。

○田中審決訟務室長 分布につきましては、確かにおっしゃるとおり、そういうデータもあり得ると思っております。ただ、先ほども少し申し上げましたように、平成15年度に77件もの審判開始がなされたことにより、平成15年度から平成17年度にかけて審判係属件数が毎年度100件を超える状態が続いた関係で、年度で審判期間の分布状態をみますと、評価期間全体を通じて一定の結論を導き出すことがちょっと難しかったものですから、むしろ全体を押しなべて平均期間を出した方が期間の長短を平均して見るのではないかと考えております。

前回の評価の際は、年度ごとに1年未満のものが何件、1年以上2年未満のものが何件、2年以上3年未満のものが何件という形でデータを出しているんですけども、今回も同じ形でデータを出そうとしたところ、その結果をどう評価したらいいんだろうかというデータになってしまいまして、そういう意味で審判期間の分布状態を評価するのは難しい。各年度での平均期間が幾らであったか表4

に書かせていただいたとおりですが、先ほど申し上げたとおり、平成15年度から平成17年度にかけて審判係属件数が100件を超える状態が続いたため、平成18年度、平成19年度辺りにも影響してきておりまして、我々の一般的な認識としましては、平成17年度の法改正によりある程度審判期間の迅速化ができるようなことを盛り込んだのですが、平成18年度、平成19年度辺りで審判期間が長くなっているところで説明がちょっと難しいということがありまして、こんな形にさせていただきました。

○田中委員 今回の審判期間の件ですけれども、平成17年度から平成22年度まで審判期間が継続的に長くなっているのは何か説明があるんですか。効率が悪化しているということですか。

○田中審決訟務室長 この点はいろんな要因がございまして、1つは先ほど申し上げました平成15年度、平成16年度、平成17年度辺りで旧法の手続により審判開始をした案件が平成17年度から平成22年度辺りで審決が出される段階にきているということがあります。

データの取り方を詳しく御説明いたしますと、審判開始から審決までの期間というのは、例えば平成20年度ですと、53件で62.0月と書いているこの53件というのは平成20年度に審決が出されたものですので、53件の審判が開始されたのは平成20年度よりも前になります。少なくとも審決が出される2年程度前になりますので、平成15年度から平成17年度に審判が開始された案件の審決が出されるのに大体そのぐらいかかっているということです。

○田中委員 平成15年度、平成16年度に出された審決というのは、大体2年以内に終わっていますね。

○田中審決訟務室長 そうですね。

○田中委員 この期間に出された審決はその辺りで終わっているわけなので、その時点においては2年程度で回っていたということですね。

○田中審決訟務室長 そうですね。あとは件数の問題もあります。

○田中委員 平成15年度に多くの審判開始があり、それが2年で終わらなかったということですね。だから、やはり効率が悪化したというのが素直な解釈ではないですか。

○田中審決訟務室長 もう一つ御説明しようかと思っているのは、案件によっては非常に早く終わっているものと、非常に長くかかっているものがございます。大部分が2年から4年の間に審決が出されるわけですけれども、中にはそれよりももっと長くかかっているものがありますので、そういうものがたまたまどこかの年度に入ってくると審判期間が長くなってしまいうということがあります。

○田中委員 傾向として審判期間が長くなっていくというのは、何か理由がないんですか。60か月とか50か月になりますと、要するに5年、4年かかっているということですね。かつて2年ぐらいだったのが4年になったとすれば、やはり長くなっているというのが素直な解釈ではないかと思えます。事実としてそういう感じはないんでしょうか。

○田中審決訟務室長 もちろんおっしゃるとおり、今回の評価期間内における効率性の評価としては長くなっているという評価をせざるを得ないと思っております、その中で一つひとつ分析していくと、幾つか言い訳のように聞こえるかもしれません。

○田中委員 これを見た場合、効率性については近年悪化が認められるので、今後対策を要すると書

く方がむしろ自然のような気がするんですけども、いかがですか。

○田中審決訟務室長 効率性については、先生が御指摘のとおり、低下している、悪化しているという評価になると思います。

○東條委員 それは7ページの冒頭に記載してありますね。

○田中審決訟務室長 7ページの2行目以降で効率性の評価をしております、最終的な評価としましても、効率性については改善をしなければいけないという評価にしております。

○東條委員 審決が出された年度で統計を取った方がやはり合理的なんですか。

○田中審決訟務室長 そうですね。審判を開始した年度を基準とするというのもあり得ますけれども、そうするとその中で審判手続が終わっていない案件も出てきます。

○東條委員 審判規則では、2年以内のできるだけ短い期間内という目標の目安が一応あるところ、前は先ほどおっしゃったように1年以内、1年半、2年以上という数字をお出しになったんですけども、例えば、2年以上かかった数字だけを拾ってくると有意な評価結果が得られるのでしょうか。いずれにしても効率悪化という数字になるんでしょうけれどもね。

○田中審決訟務室長 同様に効率性の悪化を基礎付ける結果は出てくると思います。

○田中委員 確かに7ページの2行目のところに触れられているんですけども、8ページになりますと、平成17年度の法改正以降は25.2か月で前よりも改善したと書いてあるんです。それと整合性がとれない印象があります。効率性が改善しないにもかかわらず審判期間の平均値が上がっているのはなぜですか。

○田中審決訟務室長 審判手続の迅速化のための効果が現れているという書き方が若干説明不足だったかもしれません。8ページのところで審判手続の迅速化のための効果が現れた結果25.2か月と書いてるのは、その期間の一部のものであって、平成17年度の法改正後の規定が適用されたものだけを出してきたので、全体の評価とは異なっています。

○東條委員 表4に新法下での数字を括弧して入れ込むということは可能ですか。

○田中委員 そうすればちょっと変わるかもしれないね。それはいいアイデアですね。それはできますか。

○田中審決訟務室長 それは可能です。平成17年度の法改正後の規定が適用されたものが12件しかないで、各年度に入れ込むのは各欄の下の方という感じにはなると思います。

○小西委員 その案件の内容が複雑というか、あるいは大きいとでも言うんでしょうか、たまたま扱っている案件がどんなものかという組み合わせ的なことはありますか。

○田中審決訟務室長 そうですね。例えば、被審人が多いものでは、審判期日を合わせるといった要素が絡んできますし、争点が複雑なものは、審判期間としては長くかかってくることになります。

他方で、例えば課徴金審判で1件だけ特定の物件だけを争っているものになると、短くなることもあります。

○小西委員 そういうことがこの数字に出ているんですね。これはオーバーオールの数値ですから一

概には言えないところかと思うんですけれども、そういう傾向的なこと、特性はないんですか。

○田中審決訟務室長 何が複雑な案件なのかということを上上げるのは一概には難しいです。あえて申し上げるとしますと、課徴金審判なのか本案審判なのかということはあるかもしれませんが、課徴金審判でも複雑なものもありますので、一概には難しいと思います。

○小西委員 やはり相手のあることですね。

○田中審決訟務室長 はい。その点、平成17年度の法改正後の場合は、審判開始請求時に相手方は争点を明らかにしており、ある程度争点は絞られていますので、類型的にはちょっと抜き出して短くなり得る要素だということで、抜き出させていただいております。

○田中委員 これは対象外かもしれませんが、表3のところで、読み方としては東京高等裁判所の判決で取り消されたものがなければいほど有効性が高いと評価していますね。これは確かに予測可能性といいますか、信頼性という意味で1つの指標なんですけど、東京高等裁判所の判決で審決が取消されている方が法律現象としては活発な議論が行われているように解釈することもできるから、ここは本当に難しいところですね。裁判制度で上級審にいったときに、審決を取り消さないで、下級審のものが認められれば認められるほど有効性が高いということではないんですね。そういうことがあるから難しいところですね。でも、趣旨はわかりました。了解です。

○田辺委員 今のところとの絡みで、これは今までの議論で8ページから9ページにかかっている「ウ審判手続の迅速化」というところですけども、これらの対応で短くなるものなんでしょうか。複数期日を指定したり、主張整理等を行ったりしているんだと思いますけれども、逆に言うと、インセンティブ構造がよく分からなくて、例えば企業の側も時間を延ばした方がメリットがあるとか、そんなことがあるのだろうかという個人的には思っています。あと公取委の側で迅速化に向けてのインセンティブがあるのかといったところから、これだけだと結局案件に左右されて、ずっと現状のままのスピードが維持されてしまうのではないかという感じがあります。

○田中審決訟務室長 そこは確かに事案によっていろいろですし、もちろん被審人の側からの協力も欠かせないと思っています。塵も積もればではないんですけれども、こういう取組を積み重ねていくことによって、少しでも短くしようということなんです。

あと、公取委側だけの対応で済む部分をなるべく短くしていきましょうということで、9ページの(エ)などに書かせていただいたように、そういう取組を積み重ねて審判期間の短縮化を図っていきたいと考えています。

○小室官房総務課企画官 もしほかにならぬようございましたら、いただいた御意見を踏まえまして、例えば表4のところで可能な修正を検討しまして、また御連絡させていただきたいと思っております。次に移らせていただきます。

〔笠原調整課長から平成22年度下半期政策評価書(案)「規制改革後の市場の機能の監視-政策評価における「競争状況への影響の把握・分析等の方法」の普及・定着への取組-」について説明〕

○田辺委員 結局、定着したのかどうかだけに視点を限定するならば、実際の規制評価の中で、必要

なときに競争評価の情報というの出されているか否かということなんだろうと思います。

これは15件と書いているんですけれども、規制の事前評価自体は大体年間100件弱行われているのだと思います。時期がちょっと半端なので、1月、3月とかこの段階では取っていないので、その問題もあるのかもしれませんが、漏れているのではないかというのが直感的な意見です。例えば金融庁絡みのものはまずかかってくると思いますし、経産省絡みのものもかかってくると思いますし、やったものだと警察庁の警備業法などが入るのか分かりませんが、警備業法の数も警備会社の方に影響があるかもしれませんので、そういったものがこれで漏れていないかどうかというところが一番ポイントになるのではないのでしょうか。

それを考えると、個別のものについているかどうかのチェックも大切なのでありますが、ほとんど関係ないものもないわけではないので、各省別でやったものと、規制の事前評価で出てきたものと、その中に含まれている競争評価の案件の乖離を見せるようにしておいた方が定着度というのはかなりはっきりするのではないかという感じが個人的にはしております。これは15件ですけれども、来年も全期間取って15件だと、とても定着したとは言えないというのが実際のところだと思います。

チェックリストなどは個人的にはかなり簡略していますし、やりやすいものですので、ちょっと手を入れれば、1時間もあればできてしまうものがほとんどだと思いますので、そういった点を含めて情報を入れておいた方が良いという感じがしているということでございます。

○笠原調整課長 今の点につきましては、この期間で総務省に規制の事前評価の評価書が出ているものはまさに15件でして、その全てにチェックリストが付いているということでございます。ですので、事前評価自体を実施していないで、評価書が出ていないというものが仮にあるとすると、そこはつかみきれないんですけれども、少なくとも規制の事前評価が実施されたものについては、全て競争状況の評価についても実施されているということは確認しております。

○田辺委員 普通、法律改正のところに出てくるのは併せてやります。どうせぎりぎりまで出さないで、1月、2月、3月ぐらいのところが多くなると思いますので、そこら辺の大きい省庁で実施されているかどうかとか、法律と政令が併せて出てくるころの件数が今回は対象に入っていないので、そういった点を注意して見ていただければと思います。

○田中委員 チェックした結果は公表されるんですか。

○笠原調整課長 チェックリスト自体は出ないです。他方、評価書は公表されていますので、チェックリストを踏まえて評価書の社会的費用として出てくるものがあると書かれると、そこも出てきます。

○田中委員 いずれにしても、チェックした結果自体を公表するかどうかは総務省に任せられていて、普通は公表しないということですね。

○笠原調整課長 はい。

○田中委員 チェックした結果自体を公表するとものすごく分かりやすくなります。同じ基準で全部比較できるから、誰かがまとめて一覧表か何かになると良い。

チェックした結果を公表するというのは、公取委の力ではできないんですね。

○笠原調整課長 そこをどう位置づけて、公表自体をやるかというのは総務省の整理の中で行われているということです。

○田中委員 多分、公表した方が圧倒的に世論の圧力がかかる。全部一覧表で比較できるので、そういうことができるという事はいいですね。この評価とは関係なく、ちょっとずれるかもしれませんが。

○東條委員 公正取引委員会としての総合評価の対象というのは、チェックリストの配布と説明会ということになるわけですね。

○笠原調整課長 そうです。

○東條委員 ここでいう「事前評価の実施に関するガイドライン」というのは、総務省の管轄の話になるわけですね。

○笠原調整課長 そうです。私どもがやっているものの前提となる仕組みについてということで、記載しております。

○東條委員 ガイドラインを見ると、費用、便益の分析は計量モデルみたいなものを作りなさいというような指針が示されているように読めますが、これとの関係で一つお尋ねします。このチェックリスト自体は大変な労作だと思いますが、こういった定量的な分析を可能にするようなモデルの提示については、公正取引委員会としては、より定量的な説明をする手がかりになるようなツールを提供するという事はできないのでしょうか。もちろん、事例をもうちょっと増やしてほしいというのは何となく分かるんですけども。

○笠原調整課長 現状として、まず1つは、まだ始まったばかりだということがあるんですけども、それとは別に、実際にモデルを設計しようとしても、個別の市場なり、場合によってはその中の特定のタイプの事業者の行動に対する影響を見ますので、汎用的に使えるようなモデルが本当に今あるのか、作れるのかということと、データの問題というのがあります。

○東條委員 データは個別の省庁が持っている、又はアクセスできるものを個別の省庁が使うということなんでしょうけれども、モデルはそんなに作り込みをする必要は恐らくないと思うんですが。こういうものは田中先生、どうなんですか。難しいんですか。

○田中委員 難しいです。製造業から、サービス業から様々な規制がありますから、汎用的なものは抽象的過ぎて作りにくいと思います。

○東條委員 あまり意味がないということですね。

○田中委員 その中で共通するものをあえて引っ張り出して分かり易くしようと思うと、多分このチェックリストになって、企業の数が増えるか減るかとか、価格が変化するか、商売の範囲が限定されるかとなっていて、これはよくできている。よく頑張ったと私は思います。そうであればこそ、これを閉じておくのはもったいなくて、結果を公表するという方向にもっていけると、大変良いと思います。絶対公表するとすれば、横ぐしと比較して喜んで調べ出す者が出てきます。そうすると、経年の動きであるとか、政策評価が省庁横断的にできていることとかが分かります。公取委としてはそう



いう権限はないんでしょうけれども、せっかく作ったんですから、そういうふうを利用してはどうかと総務省の方に提案するぐらいのことはしてもいいのではないかと思います。

○東條委員 必要性のところですが、OECDの勧告がありますね。これは国際法上の義務ではないですけれども、一種のソフトローとして順守が求められているということですから、それは書き込んでもいいという気がしますけれども、いかがですか。注1に言及はされていますけれども、そうではなくて必要性のところにも書き込む。チェックリストの作成についてというところにパラを1つ設けて書き込むというのはいかがですか。

○笠原調整課長 それは位置づけを整理してみたいと思います。

○小西委員 これは内容的な確認なんですけれども、4ページの中ほどの(1)のAの説明なんですけど、3行目のところに「チェックリストが必要である」とされていて、この項の最後の行で「必要な取組であると評価できる」とあります。ここのところはもう少し説明できると良いという気がするんです。というのは、下のイですと、アンケートなどによってユーザー側の回答をもって必要性を検証しているという説明になっておりまして、アもこのようにした方が良いと思います。

それから、5ページは単純な確認ですが、先ほどもちょっと御説明があったかと思いますが、中ほどの(ア)の下から2行目になります。「確認したところ」というのは、総務省から公取委さんへ回付されて、それをレビューしましたという意味ですね。

○笠原調整課長 そうです。

○小西委員 7ページのところですけども、上から2行目のところに「改善すべき点があると考えられる」とあります。こういった点が改善すべき点なのかというのは11ページの中ほどのウで書かれています。こういったことが言わば改善点だと捉えていますということですね。

○笠原調整課長 そうです。

○小西委員 ありがとうございます。

○小室官房総務課企画官 もしほかにないようでしたら、次の政策評価書の方に移らせていただきたいと思います。ありがとうございます。

〔内野取引調査室長から平成22年度下半期政策評価書(案)「取引慣行等の実態把握・改善-広告業界の取引実態に関する調査」について説明〕

○田辺委員 基本的には広告業界を調査して、その実態を把握する。その実態をある意味では明らかにすることを通じて、自主規制を促すという形のアプローチのセットになっているものなんだろうと思います。平成17年にやって、それが5年後の平成22年のところでどう変わったかということなんですけれども、調査自体は非常に良くできているものだと思います。平成22年のところで見ると若干良くなっているところがあるんだろうと思います。ただ、期待するほどではないのではないかと。結構この業界は変わらないというのが実質的に見てきたところの数字などでも分かるし、例えば書面の発行というのはすぐにできそうなもので、大体圧力をかければ九十何パーセント発行されることが他の業界では普通なんだろうと思うんですけども、この業界は厳しいというところがあります。やはり

フォローアップの連続も大切ですし、それプラスαの何かが、この業界の場合は必要なのではないかという感じがしました。すごく評価として良く出ていますし、この5年間の動きなどもすごく良く出ているのですが、相手はつわものだというのがここから読み取れることです。もう少し今後の追及等を含めて頑張っていたらという感想でございます。

○田中委員 私はコンテンツとかテレビとかメディアとか自分で調査したことがあります。このテレビ業界も競争政策研究センターでやったことがあるもので、これは大変良くできていて、効果もあって大変良かったという意味で、非常に評価したいと思います。

ちなみに、この5年間で変化があったということに驚いている。多分、下請と違って、この業界は命じてもそう簡単に動かない業界で、過去何年間も同じことをずっとやってきたんですけれども、全く変わらなかったんです。公取委が言ったということ以上に、この業界が初めて競争にさらされたという事実が実は大きくて、御承知のようにインターネットが登場して、広告業界は大変な不況になって、みんなそちらにお金がいってしまって、テレビ局も広告会社もすっかり弱気になって、ちゃんとやらないとスポンサーが来ないということになって、正常化に動いている面が実はあると思います。ですから、こういう調査をやられて指摘をしたのは大変良いことだと思うんですが、ちょうどいいタイミングでそれが起きて、それが追い風になってこういうふうに進んでいるという面があると思います。この指摘だけでこんなに動くとは思えないんですけれども、この追い風を受けて指導することは良いことですので、この調子で頑張ってもらいたいと思う次第です。感想です。

○小西委員 田中先生がおっしゃったように、実態に良く迫って、言い当てているという感じがするんですが、これは非常に具体的に書かれているので一般に参考になると思うんですが、これがあたかも調査報告書であるかのごとく具体的に書かれていますが、そういうところは特に差し支えないですね。つまりこういったことがオープンにされることで、また社会で役に立てていただくということですね。

○内野取引調査室長 平成17年11月及び平成22年9月に、この内容よりもう少し詳しい内容を公にさせていただきます。今回の評価書（案）は、そのエッセンスになります。

○小西委員 既に公になっているものを整理しているということですね。

○内野取引調査室長 はい。

○田中委員 フォローアップ調査の方も公になっているんですか。

○内野取引調査室長 公にしています。

○小室官房総務課企画官 それでは、次の評価に移りたいと思います。

〔清水企業取引課長補佐から平成22年度下半期政策評価書(案)「中小事業者を取り巻く取引の公正化-下請法・独占禁止法(優越的地位の濫用)に関する相談対応」について説明〕

○田辺委員 1点だけ質問なんですけど、相談のところでも、要するに大企業みたいところは公取委に相談して、社内に情報を周知・徹底して、体制を整えてほかから突かれないようにしようということなんだと思います。それはニーズがあったら集めて講習会のようなところで徹底すればいい話だと

思います。

他方、移動相談会の方は中小企業が対象で、下請でいじめられている方ですので、公取委に相談したことが大企業にばれたらやばい。かつこういうものが存在していること自体知らなかったという方々なので、移動相談会自体の持つ意味というのはすごく重要だとは思いますが、秘密保持が徹底されていますというところを周知してもう少し来ていただくというのも大切なことだろうというのは分かるんですが、他方、少人数でやらざるを得ないため、下請法が存在していますということ自体を伝えるという周知の面からいうと、若干効率が悪いのではないかと思います。問題を持っている人が相談に来るのでごくプラスの側面はあるんですが、具体的に1回につき何名ぐらい参加しているんでしょうか。それは感触としてどのぐらい効率的なやり方だとお考えなのでしょうかという点でございます。

○清水企業取引課長補佐 まず下請法等の周知につきましては、下請取引調査室が担当しております「下請事業者向けの書面調査」の実施を通じて、周知を図っているところです。

また、この取組をする前に、下請事業者に対する「草の根下請懇談会」というものをやっていたんですが、この懇談会は私どもが「いつどこでやります」ということをオープンにしてやっていたこともあり、出席しにくいという意見もあり、要望に応じ、日時・場所等を明らかにせず実施するという、現在のやり方に変えたということがございます。

参加者の人数につきましては、様々でございますが、一応我々の中では3人以上ということになっております。ただし、多いものになると何十名というのはもちろんございます。何十名となるためにはある程度の規模の業界団体等が、音頭を取って、申し込んでくるケースが多いように感じております。そういう団体がある業界向けには、多人数でできますが、そういう組織がない業界向けにはなかなか多人数ではできないということがございまして、状況によりけりというのが実際になります。ただ、我々としてはなるべく少ない職員で行って効率的に、下請法だけでなく様々な法令を説明したり、相談に応じられるように努めているところであります。

あと、要望がなければもちろんやらないということになりますので、不必要に出張したりすることもないということでございます。

○田中委員 参加者1,000人で計44回だから、平均25人ですね。

○清水企業取引課長補佐 はい。

○小西委員 12ページのところなんですけれども、何か所か同じ書きぶりがあるんですが「相談内容等について秘密保持していることの周知等を行っていく」という点ですが、この秘密保持の義務とか制度はどんなもので、どんな仕組みで担保しているんでしょうか。そんなことにちょっと触れると、周知を徹底するということの理解が得やすいのではないかと思います。もちろん服務規程などもあろうかと思えますけれどもね。

○松風企業取引課長補佐 独占禁止法の38条で、守秘義務というのがあります。これは罰則で担保されているものですから、私たちから事業者の秘密を出さないことは法律上も担保されていることとなりますが、御指摘を踏まえて評価書を修正させていただきたいと思えます。

○小西委員 そういった法律の規定があり、また罰則なども伴う。そこまで言うかどうかですけれども、規定によって担保されているとすると、理解が得やすいのではないかと思います。

○田中委員 こんなに評判が良いならもっとやれば良いという気がします。

○小室官房総務課企画官 移動相談会ですか。

○田中委員 移動相談会です。

○清水企業取引課長補佐 我々としても、下請取引改善協力委員などを通じましていろいろと周知し、やりましようと呼びかけているところ、中小事業者の方はいろいろと心配をして二の足を踏んでいるところもあるのだと思います。

○田中委員 コスト面でできないというのではないのですか。

○清水企業取引課長補佐 我々の面ではなくて、どちらかという申し込みする方の気持ちの面がございませう。

○小室官房総務課企画官 要望があったらやるという形になってございませう。

○清水企業取引課長補佐 あと、コスト面というよりは人繰りです。私どもの中としては各種講習会も行っていますが、その時期に申込みが集中したりもすると人繰りがつかず、移動相談会の実施が厳しくなるといふことはあります。

○田中委員 断ることもあるわけですか。

○清水企業取引課長補佐 こちらから断るといふことはなく、基本的には時期をずらしてくださいといふ形で対応するようにしています。

○田中委員 分かりました。

○小室官房総務課企画官 ありがとうございます。それでは、次の政策評価に移らせていただきます。

〔田邊企業結合課長補佐から平成22年度下半期政策評価書（案）「企業結合の審査-企業結合審査における独占禁止法上の問題点の指摘」について説明〕

○小西委員 6ページのところなんですけど、「イ 問題解消措置の有効性について」の3行の文章ですけれども、ちょっと一般の人には読み取りにくいのではないかと思います。実際の当事者にとっては理解できる書きぶりだと思うんですけど、これを公表したときに、もう少し平易な書き方はないかと思いました。

○田邊企業結合課長補佐 分かりました。

○東條委員 生産費用に相当する価格での引取権の設定ですが、これはガイドラインに書いてあるんですか。

○田邊企業結合課長補佐 そうでございませう。

○東條委員 これは実際にどういふふう運用の客観性を担保するんですか。生産費用といふのは非常に重要な企業秘密だと思いますが、チェックするんですか。

○田邊企業結合課長補佐 報告をいただいて、そのとおりにしているかをフォローアップしています。

○東條委員 当事会社からですか。

○田邊企業結合課長補佐 当事会社からです。

○小室官房総務課企画官 あと、当事会社から根拠となる資料を出してもらって、公正取引委員会の方でチェックするということになるかと思えます。

○田中委員 でも、ユーザーさんから見ると価格は上がったという答えが多いんですね。

○小室官房総務課企画官 価格について上昇したのは30%、変わらないのは50%です。

○田中委員 変わらないのはそうですけれども、上がったと考えている人がそれぐらいいるということですね。でも、比較は難しいですね。何とも言えない値ですね。でも、変わらないというなら、やはり結論の結果としてプライスは上昇したということですね。下がったとは言えないですね。

○田邊企業結合課長補佐 ユーザーの認識の中では、特に案件Bの方では下がったということはかなり少ないです。

○田中委員 でも、必ず下がらなければいけないということはないから、一概には言えないですね。

○小室官房総務課企画官 あと、上がった要因もあります。

○田中委員 それもあるし、ユーザーさんの意見ですから、いろいろあるんでしょうね。評価は難しいところですよ。

○田辺委員 全体として、私は事前の相談というのは非常に良くできているものだと思います。事前相談と届出でやっていくということのある種の問題はないわけではないと思うんですけども、具体的に事前相談の回答のところ、これがトランザクションコストみたいなものを減らしているということを行うためには、恐らく事前相談なしでやって出てきた問題件数よりも、事前相談により問題点を直してもらって、すぐに通過しましたというところを見せるのが一番ベストなのではないでしょうか。

今回は事前相談をやったところ、こういうところを解消しましたとありました。ただ、それをやっていないところとの比較がないものですから、そこを見せていただくとより一層説得力が上がったのではないかという感想を持ちました。

○田邊企業結合課長補佐 今の点でございますが、3ページ目にある表に書いてございますように届出と事前相談とがございますが、事前相談なしにいきなり法定の届出を提出して、問題解消措置が必要になるという案件はほとんどないというのが実態でございます。企業が企業結合の計画をする段階で、これはある程度独占禁止法上問題がありそうだというものについては、事前相談に来られて、独占禁止法上の問題があるかどうかということを確認された上で、届出を提出するというのがこれまでの実態でございます。

○田中委員 事前相談には良い面もあるんですけども、批判もあって、密室の中で決まってしまうから、広いオープンディスカッションができない。事前相談でOKが出たものを後でひっくり返すのは実際にはなかなか難しいのですね。

○田邊企業結合課長補佐 最後の点のひっくり返すという点ですが、先ほど申し上げたように、公取

委は事前相談の対応方針というものを示しています。その中で、事前相談で独占禁止法上問題がありませんと公取委が回答したものについては、独占禁止法上の法定の措置は採りませんということを明示していますので、事前相談における回答と法定の手続における判断とはリンクしています。

○田中委員 そうすると、届出の場合、実際に表に出て、議論が一挙に市場に出ますから、株価への影響等はあるんですけども、多くの人が議論に参加できるという利点があります。そういう問題を指摘する人もいます。

○田邊企業結合課長補佐 御指摘としてはあるかと思いますが、事前相談はあくまでも任意なものでございますので、法定手続を行う前に事前相談をしなければいけないというものではありません。会社さんの御選択で相談いただくということです。

○東條委員 必要性和効率性については、企業結合審査一般の総合的な記述があるんですが、有効性については当該実績評価的な2案件についてのみ記述がなされているというのは、バランスとしていかがか。企業結合審査全般についての有効性というのはうまく書けないですか。過去にも実績評価、総合評価がされているように思いますけれども、何かないんですか。

それから、時間もありませんので、もう一点、先に申し上げておきますが、少なくとも369億円のユーザー利益ありというのは、かなり粗い算定基礎と感じます。8ページ、9ページの辺りです。

○田邊企業結合課長補佐 2点目ですけども、9ページの注にも記載してございましたが、他の競争当局でも同様な推計をしているところがございますので、我々も同じような発想で計算しています。

○小室官房総務課企画官 1点目でございますが、企業結合審査全体の評価につきましては、御案内のとおり、毎年度実績評価で指標を使って評価しているところがございます。今回、総合評価では特定のテーマを取り出して評価しておりますので、企業結合審査全体の有効性については、基本的には実績評価の方で対応させていただきたいと思います。

○田中委員 細かい点ですけども、7ページの案件Aと案件Bの比較なんですけども、価格水準の変化はある程度本来客観的に測れるはずなんです。ここではユーザー側の変化になっているからユーザー側のバイアスがかかっているの、多分その点は勘案できる。アンケートでなければ分からないものの一番は交渉力とか、主観的なものであって、価格交渉力とかだけをアンケートして、価格水準の変化については客観数字などで出せば、ちゃんと評価があったということが出せるのではないかと思います。以上、感想です。

○田邊企業結合課長補佐 価格水準については、客観的な水準というのが測りにくいものでした。

○田中委員 分かりました。相対のものとかB to Bについては確かに難しいですね。

○菅久官房総務課長 途中のものですね。

○田中委員 中間財ですね。

○小室官房総務課企画官 最終財ではないですからね。取れるものはちゃんと取りたいと思います。

もしほかにないようでしたら、企業結合につきましては、これで終わりにさせていただきたいと思っております。

〔小室官房総務課企画官から「公正取引委員会における政策評価に関する基本計画（案）」及び「平成23年度公正取引委員会政策評価実施計画（案）」について説明〕

○田辺委員 全体の体系等は特に問題ないと思うんですが、ただ、こちらの方でいただいている別紙3の施策等の評価指標のところ、特に公取委の業務を対外的にPRするものに関しては、セミナーを開催した回数とか、研修の回数とか黙っていても達成できるようなものが多い。特にPRみたいなものは、実質、どこまでできたかというところが勝負どころだと思いますので、単に開催件数のアウトプットの部分だけではないものをもう少しお考えいただければと思います。

○小室官房総務課企画官 評価指標ではこのようなことを書いているわけですが、アンケート調査結果なども政策評価書には加えることができますので、御指摘を踏まえまして、実際の政策評価では考えていきたいと思っております。

あと、1点、参考情報でございますが、現在、総務省から実績評価の手法で作成する評価書について、定量的な目標を明示した新たな評価書の様式が示され、全省庁が照会を受けております。これを受けまして、私どもの基本計画や実施計画が大きく変わることはないと考えているんですけれども、もしそれに伴って変化等がございましたら、個別に御連絡をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、時間がオーバーして大変恐縮でございましたけれども、本日のこの委員会での御議論を踏まえまして、私どもで必要な修正を行います。この後、本日の御議論の結果も踏まえまして、公正取引委員会に御報告をさせていただいて、最終的には本年度中に、政策評価書、基本計画、実施計画を公表させていただきたいと考えております。政策評価委員会の議事録につきましては、後日、内容を皆様に御確認いただいた上で、ホームページ上で公開させていただくことになってございますので、よろしくお願いたします。

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、また長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上